

岩見沢市農業委員会第7回総会議事録

1. 日 時 令和5年7月20日 月曜日 午後2時53分から
午後4時09分まで

2. 場 所 岩見沢市役所 4階委員会室

3. 出席委員	委 員	澁 谷 豊	(議席 1番)
	委 員	久 保 智 則	(議席 2番)
	委 員	吉 成 朗	(議席 3番)
	委 員	定 塚 光 晴	(議席 4番)
	委 員	西 村 昭 寿	(議席 5番)
	委 員	東 秋 徳	(議席 6番)
	委 員	松 田 幸 児	(議席 7番)
	委 員	干 場 克 二	(議席 8番)
	委 員	川 北 敏 充	(議席 9番)
	委 員	長 森 睦	(議席 10番)
	委 員	長 井 孝 之	(議席 11番)
	委 員	今 野 幸 広	(議席 12番)
	委 員	近 藤 良 介	(議席 13番)
	委 員	留 木 剛	(議席 14番)
	委 員	森 田 孝 洋	(議席 15番)
	委 員	松 永 有 平	(議席 16番)
	委 員	伊 藤 俊 春	(議席 17番)
	委 員	山 田 辰 弘	(議席 18番)
	委 員	井 川 和 也	(議席 20番)
	委 員	高 田 勝 彦	(議席 21番)
	委 員	柿 崎 壽 恵子	(議席 22番)
	委 員	高 嶋 佳 代	(議席 23番)
	委 員	志 賀 野 敏	(議席 24番)
	委 員	杉 村 幸 浩	(議席 25番)
	委 員	平 義 昭	(議席 26番)
	委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 27番)
	委 員	戸 田 憲 一 郎	(議席 28番)
	委 員	米 内 山 裕 子	(議席 29番)
	委 員	引 頭 一 宏	(議席 30番)
	委 員	瀧 本 勝 範	(議席 31番)

委員	黒島勝美	(議席32番)
委員	坂野博之	(議席33番)
委員	尾田憲朗	(議席34番)
委員	日笠和良	(議席35番)
委員	佐々木利夫	(議席36番)

4. 欠席委員 委員 森 一 男 (議席19番)

5. 事務局出席

事務局長	土井盛慈
振興係	若林宗洋
振興係	小林航

6. 事務局欠席

農地係長	森田佳章
振興係長	船戸崇之

事務局長 それでは、農業委員会総会の開催にあたり、通常、農業委員会会長が議長として議事を進めるところですが、会長が決まるまでの間、臨時議長のもと会議を進めていただきます。

臨時議長は、岩見沢市農業委員会会議規則の規定により、本日出席の委員中、年長の委員がこの職務を行うことになっておりますので、この場合、柿崎委員に臨時議長をお願いいたします。

柿崎臨時議長、議長席へお願いいたします。

柿崎臨時議長、ご挨拶をお願いします。

臨時議長 ただ今、臨時議長のご指名をいただきました 柿崎 でございます。

会長決定までの間、円滑な議事進行に努めてまいりますので、委員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今より、第7回農業委員会総会を開催いたします。

議事進行上、仮議席を着席の議席として、直ちに本日の議事に入りますので、よろしくお願い申し上げます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員には、現在の議席番号1番岩瀬委員と、2番志賀野委員を指名いたします。

日程2、会長の互選についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

議長、事務局長

土井局長 土井局長

臨時議長 会長の互選についてご説明いたします。

土井局長 農業委員会等に関する法律の規定により、会長は委員が互選した者をもって充てることとなっておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

臨時議長 ただ今、事務局長から説明がありました会長の互選について、どのような方法がよろしいか、お諮りいたします。

引頭委員 議長。

臨時議長 引頭委員。

引頭委員 会長の互選については、指名推選がよろしいと思います。

臨時議長 ただ今、会長の互選については、指名推選でという発言がございましたが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

引頭委員 異議がないようですので、指名推選とすることに決定いたします。

引頭委員の発言を許可しますので、どなたかを指名してください。

引頭委員 それでは、佐々木利夫委員を指名いたします。

臨時議長 ただ今、引頭委員から、佐々木利夫委員を会長に指名する発言がございました。

皆様、佐々木利夫委員を会長とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

引頭委員 異議がないようですので、会長は佐々木利夫委員に決定いたしました。

臨時議長 それでは、会長が決定いたしましたので、ここで臨時議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

土井局長 柿崎臨時議長、お疲れ様でした。

議長 それでは、新会長が決まりましたので、佐々木会長は、議長席の方へお願いいたします。

臨時議長 それでは、会長から皆様へ、一言ごあいさつをお願いいたします。

議長 ただ今ご指名を頂きご承認を賜りました。岩見沢市農業委員会第25期の会長として誠心誠意進めていきたいと考えておりますので、みなさんのご協力よろしく申し上げます。簡単ではありますが就任の挨拶に代えさせていただきます。

議長 それでは、日程3から再開します。

日程 3、会長職務代理者の互選についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

土井局長
議 長
土井局長

議長、事務局長
土井局長

会長職務代理者の互選についてでございますが、農業委員会等に関する法律の規定により、会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理することとされており、岩見沢市農業委員会会議規則におきましても、会長の職務を代理する者をあらかじめ互選しておくことができるとされております。

この場合、あらかじめ互選しておくことが適当と思われるので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました会長職務代理者の互選について、岩見沢市農業委員会会議規則の規定により、あらかじめ互選しておくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、会長職務代理者の互選について、どのような方法がよろしいかお諮りいたします。

伊藤委員
議 長
伊藤委員
議 長

議長。

伊藤委員。

会長職務代理者の互選については、指名推選がよろしいと思います。

ただ今、会長職務代理者の互選については、指名推選でという発言がございましたが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、指名推選とすることに決定いたします。

伊藤委員の発言を許可しますので、どなたかを指名してください。

伊藤委員
議 長

それでは、日笠和良委員を指名いたします。

ただ今、伊藤委員から、日笠和良委員を会長職務代理者に指名する発言がございました。皆様、日笠和良委員を会長職務代理者とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、会長職務代理者は日笠和良委員に決定いたしました。

それでは、会長職務代理者に決定しました日笠和良委員は、議長の横に着席ください。

ここで、日笠会長職務代理者から、一言ごあいさつをお願いします。

日笠代理
議 長

ただ今会長職務代理に選任されました日笠です。これから3年間、皆様のご協力を頂きながらやっていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

続きまして、日程 4 議席の指定についてを議題といたします。

現在の議席につきましては、総会前に抽選した「仮議席」にご着席いただいております。議席は、岩見沢市農業委員会会議規則により、「議席は、あらかじめくじで定める」となっておりますので、再度、くじ引きにより議席を決定することによりよろしいでしょうか。

吉成委員
議 長
吉成委員

議長。

吉成委員。

議席については、先程、くじにより席を決めておりますので、このままでよろしいと思えます。

議 長

ただ今、吉成委員から、議席については、くじにより席を決めているので、このままで良いという発言がございましたが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、異議がないようですので、現在の番号を議席として指定をいたしますが、慣例により、会長の議席は最後の 36 番の議席、会長職務代理は 35 番の議席とすることとなっておりますので、それぞれ議席を交代していただくことをご了承願います。

それでは、改めて、皆様がただ今、着席している番号を議席番号として指定いたします。続きまして、日程5 会期の決定についてを議題といたします。

本日の付議案件は、報告2件、議案5件、協議案3件となっております。

会期は、本日1日と言うことで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程6、報告第1号 農業委員会の動向については、記載のとおりですので、ご一読願います。

日程7、報告第2号 旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示についてを上程いたします。

説明を求めます。

土井局長
議 長
土井局長

議長、事務局長。

土井局長。

報告第2号、旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示について、ご報告いたします。

この件については、先月の総会においてご協議をいただき、集積計画を作成することをご承認をいただきました。

議案4 ページ別紙1の上の表に記載の賃貸借関係は、一般分で、賃貸借29番賃借権の設定です。

次に、同ページ下の表に記載の所有権移転は、一般分で、所有権71番外6件の所有権移転の設定です。

以上につきまして、告示第124号で令和5年6月30日に告示したことをご報告いたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程8、議案第1号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを上程いたします。

振興係担当
議 長
振興係担当

議長、振興係担当。

若林主事。

それでは、総会議案5ページ、議案第2号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、ご説明申し上げます。

議案6ページ、別紙1の整理番号1番から4番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程9、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

説明を求めます。

振興係担当
議 長
振興係担当

議長、振興係担当。

小林主事。

それでは、総会議案7ページ、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は4件で、内訳につきましては、所有権移転の設定が3件、賃借権の設定が1件でございます。

総会議案8ページ、整理番号1番、に記載の譲渡人は、永年農地として占有していた占有者に有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、営農を継続するもので

す。

価格は、[REDACTED]です。

なお、申請地は7月10日に黒田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案同ページ、整理番号2番に記載の譲渡人は、離農するため所有する農地を農地所有適格法人に有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は、[REDACTED]です。

なお、申請地は7月10日に馬場委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案同ページ、整理番号3番に記載の譲渡人は、離れ地で耕作不慣れたため所有する農地を農地所有適格法人に有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は、[REDACTED]です。

なお、申請地は7月10日に中林委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案同ページ、整理番号4番に記載の貸主は、農地所有適格法人に所有する農地を賃借権の設定により貸し付けるもので、借主は、申請地を有償で借り受け、経営を継続するものです。

価格は、[REDACTED]です。

なお、申請地は7月10日に川北委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程10、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。説明を求めます。

振興係担当
議 長
振興係担当

議長、振興係担当。

小林主事。

総会議案9ページ、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請件数は1件で、許可の権限は知事権限分であります。

総会議10ページ、整理番号1番に記載の申請人は、現在籾を保管するための農業用倉庫1棟を所有しているが、保管するスペースが不足してきたため、申請地を転用し、新たに農業用倉庫の建築及び、資材置場、堆雪場の造成を行うものです。

申請地は、農振農用区域の農業用施設の用途が定められており、調査書のとおり農地法の運用通知の規定にも合致し、事業内容の妥当性や被害防除措置等の実施の確実性についても問題ないと判断されます。

本申請地は、7月10日に周辺農地の利用状況等を含め、杉村委員、宮崎委員、坂口委員にご確認いただいております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、許可相当との意見を付して、知事に提出することに決定いたします。

日程 1 1、議案第 4 号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを上程いたします。

この件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。

あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。

最初に第 2 地区の説明をお願いいたします。この場合、第 24 期農業委員からの継続委員であります久保委員をお願いいたします。

久保委員

第 2 地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案 1 3 ページ、所有権 7 8 番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、貸し付けていた農地を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けていた農地を譲り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案 1 4 ページ、所有権 7 9 番の譲渡人は、後継者もなく耕作が困難なため、貸し付けていた農地を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けていた農地を譲り受けて、経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

久保委員は自席にお戻りください。

次に第 7 地区の説明をお願いいたします。この場合、第 24 期農業委員からの継続委員であります長森委員をお願いいたします。

長森委員

第 7 地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案 1 5 ページ、賃貸借 3 0 番の貸主は、後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案 1 6 ページ、賃貸借 3 1 番の貸主は、遠隔地に居住しており耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案 1 7 ページ、賃貸借 3 2 番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案 1 8 ページ、賃貸借 3 3 番の貸主は、後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

長森委員は自席にお戻りください。

日程 1 2、議案第 5 号、現況証明についてを上程いたします。

今月は、岩見沢地区、栗沢地区で現地調査を実施しておりますので、その結果について、担当委員より説明をお願いします。

まず、岩見沢地区について説明をお願いいたします。

井川委員

それでは、総会議案 1 9 ページ、議案第 5 号、現況証明について、岩見沢地区の説明をいたします。

去る、7 月 1 0 日に、吉成委員、第 2 4 期農業委員の中林委員、とわたくし井川、事務局森田係長により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果についてご報告いたし

ます。

今回の岩見沢地区の調査件数は7件です。

まず、総会議案20ページ、整理番号1番、の申請地は、昭和49年7月29日より、整理番号2番の申請地は、年月日不詳だが雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、両申請地は、住宅街の一面に位置しており、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号3番、の申請地は、年月日不詳ですが、宅地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、建物が建築され宅地となっており、農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案22ページ、整理番号4番の申請地は、年月日不詳ですが、畑として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、隣接するほ場と一体で耕作されており農地性が認められるものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号5番の申請地は、年月日不詳ですが、原野として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し原野となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号6番の申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案24ページ、整理番号7番の申請地は、年月日不詳ですが、宅地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、住宅が建築され宅地となっており、農地性は認められないものと判定しております。

以上が岩見沢地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。

井川委員は自席にお戻りください。

次に、栗沢地区について説明をお願いいたします。

杉村委員

それでは、栗沢地区の説明をいたします。

去る、7月10日に、第24期農業委員の宮崎委員、同じく坂口委員とわたくし杉村、事務局小林主事により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果についてご報告いたします。

今回の栗沢地区の調査件数は4件です。

まず、総会議案24ページ、整理番号8番の申請地は、年月日不詳ですが、田として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、隣接するほ場と一体で耕作されており農地性が認められるものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号9番、総会議案26ページ、整理番号11番の申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており、農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案26ページ、整理番号10番の申請地は、年月日不詳ですが、山林として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、樹木が一体に自生しており、農地性は認められないものと判定しております。

以上が栗沢地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。

杉村委員は自席にお戻りください。

続きまして、協議案に入ります。

日程13、協議案第1号農業委員会委員 担当地区 所属委員の構成についてを上程いたします。

説明を求めます。

土井局長
議 長
土井局長

議長、事務局長。

土井局長。

それでは、総会議案28ページ、協議案第1号 農業委員会委員 担当地区所属委員の構成についてご説明いたします。

机上配布いたしました「第25期岩見沢市農業委員会委員 担当地区委員名簿（案）」をご覧ください。

岩見沢市内を旧岩見沢市を第1から第3地区、旧北村を第4第5地区、旧栗沢町を第6第7地区に分け、更に地区ごとに各所管地域等と各担当委員を示したものであります。

なお、各所管地域等は、前回第24期と同様としておりますことを申し添え、こちらの委員名簿（案）のとおりご提案申し上げますので、ご協議くださいますようお願いいたします。

議 長

質疑に入ります。

ただ今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

（無しの声）

無いようですので、提案のとおり、各地区所属委員の構成を決定いたします。

日程14、協議案第2号農業委員会各委員会等の構成についてを上程いたします。説明を求めます。

土井局長
議 長
土井局長

議長、事務局長。

土井局長。

それでは、総会議案29ページ、協議案第2号 農業委員会 各委員会等の 構成について をご説明いたします。

農業委員会には、総務委員会・農政委員会・農地委員会と、北村遊水地事業特別委員会がございます。

総務委員会は、会長の諮問機関として位置づけられ、農業委員会総会等の運営に関することや、関係例規の制定・改廃などを所管いたします。

農政委員会は、「農業委員会だより」の編集や、市に対する農地等利用最適化推進施策に関する意見の取りまとめなどを所管いたします。

各地区から総務、農政の委員1名ずつを互選いただき、総会において会長が指名することで決定いたします。

次に、農地委員会は、農地移動適正化あっせん事業の推進や、適正な農地標準価格の設定などを所管いたします。

委員につきましては、各地区常任委員会の正副委員長、計14名をもって組織することと なってございますので、各地区にて正副委員長の互選をお願いいたします。

次に、北村遊水地事業特別委員会は、北村遊水地事業区域や近隣地域での諸問題等を解決するための調整等を所管いたします。

委員については、会長が指名する者1名と、第4地区及び第5地区から各1名の互選をお願いいたします。

委員構成の決定後、それぞれの委員会において、正副委員長を互選いただきます。

以上、各委員会の構成等につきまして、ご協議いただきますようお願いいたします。

議 長

質疑に入ります。

ただ今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

（無しの声）

無いようですので、各委員会等の人選につきましては、各地区常任委員会において互選

していただきます。

なお、北村遊水地事業特別委員会の委員のうち1名は会長の指名となっておりますので、志賀野 敏委員をあらかじめご指名いたします。

それでは地区ごとに集まっていただき、農地委員会委員を兼ねる地区常任委員会の正副委員長、総務委員会委員、農政委員会委員、さらに、第4地区、第5地区については、北村遊水地事業特別委員会の委員1名を互選願います。

各地区の打ち合せ場所は、お手元の座席表に朱書きで示された、第1から第7地区の場所とし、互選結果につきましては、議長まで報告願います。

それでは、協議をしていただく間、暫時休憩といたします。

(休憩、午後3時20分 再開、午後3時40分)

会議を再開いたします。

それでは、地区ごとに互選した結果の報告がありましたので、地区常任委員会の正副委員長及び北村遊水地事業特別委員会委員の発表、総務委員会委員、農政委員会委員の指名を行います。

第1地区、常任委員会委員長に吉成委員、副委員長に瀧本委員、総務委員に森田委員、農政委員に柿崎委員

第2地区、常任委員会委員長に森委員、副委員長に長井委員、総務委員に松田委員、農政委員に久保委員

第3地区、常任委員会委員長に山田委員、副委員長に澁谷委員、総務委員に西村委員、農政委員に高田委員

第4地区、常任委員会委員長に尾田委員、副委員長に戸田委員、総務委員に尾田委員、農政委員に平委員

第5地区、常任委員会委員長に川北委員、副委員長に岩瀬委員、総務委員に留木委員、農政委員に川北委員

第6地区、常任委員会委員長に坂野委員、副委員長に松永委員、総務委員に干場委員、農政委員に干場委員

第7地区、常任委員会委員長に長森委員、副委員長に杉村委員、総務委員に黒島委員、農政委員に近藤委員

北村遊水地事業特別委員会委員には、第4地区から東委員、第5地区から川北委員、及びあらかじめ指名しました志賀野委員の3名となりました。以上をもって決定といたします。

次に総務委員会、農政委員会、農地委員会及び北村遊水地事業特別委員会の正副委員長を互選していただきますが、最初に総務委員会と農政委員会において、それぞれご協議いただき、次に農地委員会、最後に北村遊水地事業特別委員会の順で協議願います。

各地区の打ち合せ場所は、お手元の座席表に朱書きで示された、第1地区の場所に総務委員会、第2地区の場所に農政委員会とし、協議終了後に第5地区、第6地区の場所に農地委員会、最後に第3地区の場所に北村遊水地事業特別委員会といたします。

互選結果につきましては、議長まで報告願います。

それでは、協議をしていただく間、暫時休憩といたします。

(休憩、午後3時45分 再開、午後4時00分)

会議を再開いたします。

それでは、各委員会の正副委員長の互選結果について報告がありましたので、発表いたします。

総務委員会委員長に尾田委員、副委員長に西村委員、

農政委員会委員長に干場委員、副委員長に川北委員、

農地委員会委員長に森委員、副委員長に長森委員、

北村遊水地事業特別委員会委員長に志賀野委員、副委員長に川北委員が互選されました。

以上、報告といたします。

日程15、協議案第3号 一般社団法人北海道農業会議の会員の決定についてを上程いたします。説明を求めます。

土井局長
議長
土井局長

議長、事務局長。

土井局長。

それでは、総会議案30ページ、協議案第3号一般社団法人北海道農業会議の会員の決定についてご説明いたします。

農業委員会の上部組織であります北海道農業会議の会員について、定款に基づき「北海道内の市町村に置かれる農業委員会の会長又は当該農業委員会が1名に限って指名した委員」と定められております。

この場合、これまで同様、会長職にある者、佐々木会長を北海道農業会議の会員と決定したく、ご提案いたしますので、ご協議いただきますようお願いいたします。

議長

質疑に入ります。

ただ今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。

次に、その他でございますが、何かございませんか。

土井局長
議長
土井局長

議長、事務局長。

土井局長

2点ございます。

1点目は、例年来月8月の総会終了後に実施しております「作柄状況調査」についてでございます。コロナウイルス感染拡大防止対応により、令和元年度を最後に4年ぶりの再開となります。詳細は、近日中に調査地を総務委員会においてご承認いただき、皆様にご案内させていただきます。

2点目は、3年間の任期中、全農業委員さんを3班に分け、道外視察研修を実施しております。道外研修も4年ぶりの再開となり、前第24期の任期中は、残念ながら一度も実施できなかった事業であります。

道外研修の参加者は、慣例ではありますが、本年度は佐々木会長、令和6年度は日笠職務代理、令和7年度は尾田総務委員長を確定させ、外33名の委員の皆様の議席番号の若い順に11人ずつ、隔年度12名の参加で予定しております。時期的には、11月頃を目途に実施を予定しております。こちらも、視察地等が決まり次第、ご案内させていただきます。以上でございます。

議長

ただ今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、他にございませんか。

(無しの声)

次に8月の総会ですが、8月30日(水)午後2時30分から、この場所、市役所4F委員会室で開催いたします。開催日時等、お間違いのないようお願いいたします。

なお、先ほど事務局より事務連絡のありましたとおり、総会後に作柄状況調査を実施いたしますので、当日は上下作業服着用にて、総会に出席願います。

次に8月の現況証明願の現地調査は8月10日(木)の午後1時30分から実施の予定といたします。8月10日(木)の午後1時30分からです。

現地調査の担当委員につきましては、従来と同様に岩見沢地区分は第1地区から第3地区で3名、北村地区分は第4、第5地区から3名、栗沢地区分は第6、第7地区から3名、計9名の委員にお願いいたしますが、調査方法や人員、調査件数や地域を考慮し、詳細を後日、事務局からご連絡いたします。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

